

地域から始めよう!



しずおか防犯まちづくり

ふじのくに防犯まちづくり行動計画

静岡県

ふじのくに防犯まちづくり行動計画

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | 静岡県における犯罪の現状と県民意識 | |
| | 犯罪の現状 | 2 |
| | 1 刑法犯認知件数と検挙率の状況 | 2 |
| | 2 平成25年窃盗犯手口の内訳 | 2 |
| | 3 少年犯罪の状況 | 3 |
| | 4 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の状況 | 4 |
| | 5 子ども・女性に対する声かけ事案等の状況 | 5 |
| | 6 人口10万人あたりの刑法犯認知件数 | 6 |
| | 犯罪被害遭遇不安（県政世論調査より） | 7 |
| | 1 犯罪被害に遭う不安度と犯罪の種類 | 7 |
| | 2 県内で犯罪被害に遭う不安度の推移 | 8 |
| | 防犯まちづくりの取組意識 | 9 |
| | 1 取組意識の推移 | 9 |
| | 2 求められる具体的犯罪防止対策 | 10 |
| 第2章 | 防犯まちづくり行動計画（平成22年度策定）の成果 | |
| | 行動計画策定の経緯 | 12 |
| | 行動計画（平成22年度策定）の概要 | 12 |
| | 1 目標 | 12 |
| | 2 基本的視点と5つの重点項目 | 12 |
| | 行動計画の成果と課題 | 13 |
| | 1 目標 | 13 |
| | 2 5つの重点項目 | 13 |
| 第3章 | ふじのくに防犯まちづくり行動計画の概要 | |
| | 防犯まちづくりの推進体制 | 18 |
| | 1 しずおか防犯まちづくり県民会議 | 18 |
| | 2 市町安全協議会 | 18 |
| | 3 地区安全会議 | 19 |
| | 県の推進体制と役割分担 | 19 |
| | 策定の趣旨 | 20 |
| | 計画の概要 | 20 |
| | 1 テーマ | 20 |
| | 2 目的 | 21 |

| | | |
|------------|------------------------------|----|
| | 3 最重点項目 | 21 |
| | 4 施策の柱 | 21 |
| | 5 計画の目標 | 21 |
| | 6 計画の期間 | 21 |
| | 次世代しずおかの安全・安心を見据えた防犯まちづくりの推進 | 22 |
| 第4章 | 静岡県推進施策 | |
| | 最重点項目 | 24 |
| | 施策の柱 | 25 |
| | 1 人材育成 | 25 |
| | 具体的な推進事項 | 26 |
| | 数値目標 | 28 |
| | 2 環境づくり | 29 |
| | 具体的な推進事項 | 29 |
| | 数値目標 | 34 |
| | 3 情報提供 | 35 |
| | 具体的な推進事項 | 35 |
| | 数値目標 | 38 |
| | 静岡県防犯まちづくり有識者懇談会 | |
| | 提言 | 40 |
| | 委員名簿 | 43 |
| | 開催状況 | 44 |

第1章

静岡県における犯罪の現状と県民意識

第1章 静岡県における犯罪の現状と県民意識

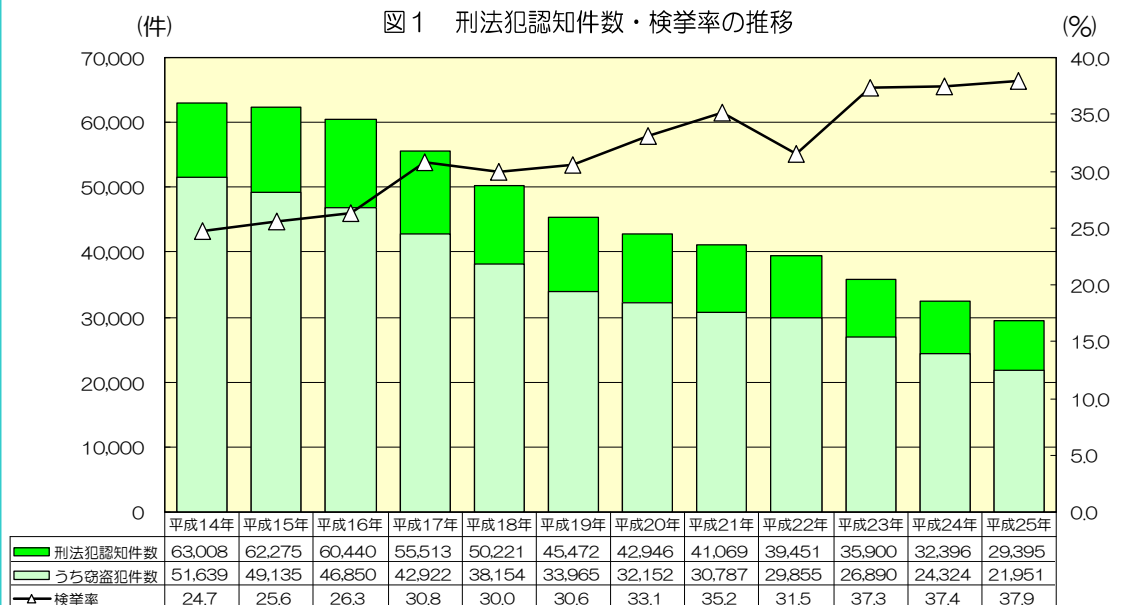
犯罪の現状

1 刑法犯認知件数と検挙率の状況

静岡県における刑法犯認知件数は、過去最高を記録した平成14年の63,008件から11年連続して減少し、平成25年には29,395件と平成元年以来、24年ぶりに3万件を割りました。

一方、検挙率は上昇傾向にあり、平成25年には過去11年で最も高い37.9%を記録しました。

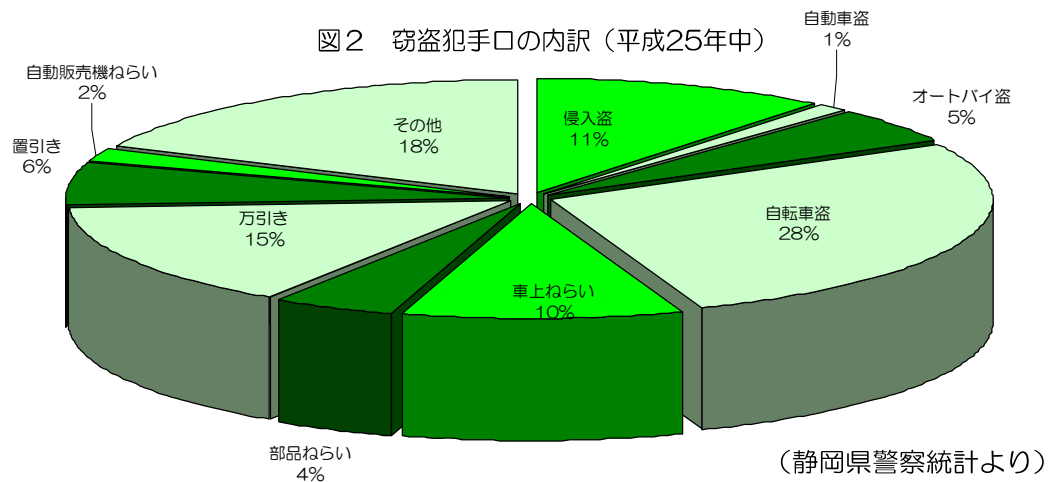
また、刑法犯認知件数のうち約75%を窃盗犯が占めています。



(静岡県警察統計より)

2 平成25年窃盗犯手口の内訳

窃盗犯のうち侵入盗、乗り物盗（自動車・オートバイ・自転車盗）、車上・部品ねらい、万引きが全窃盗犯の74%を占めています。

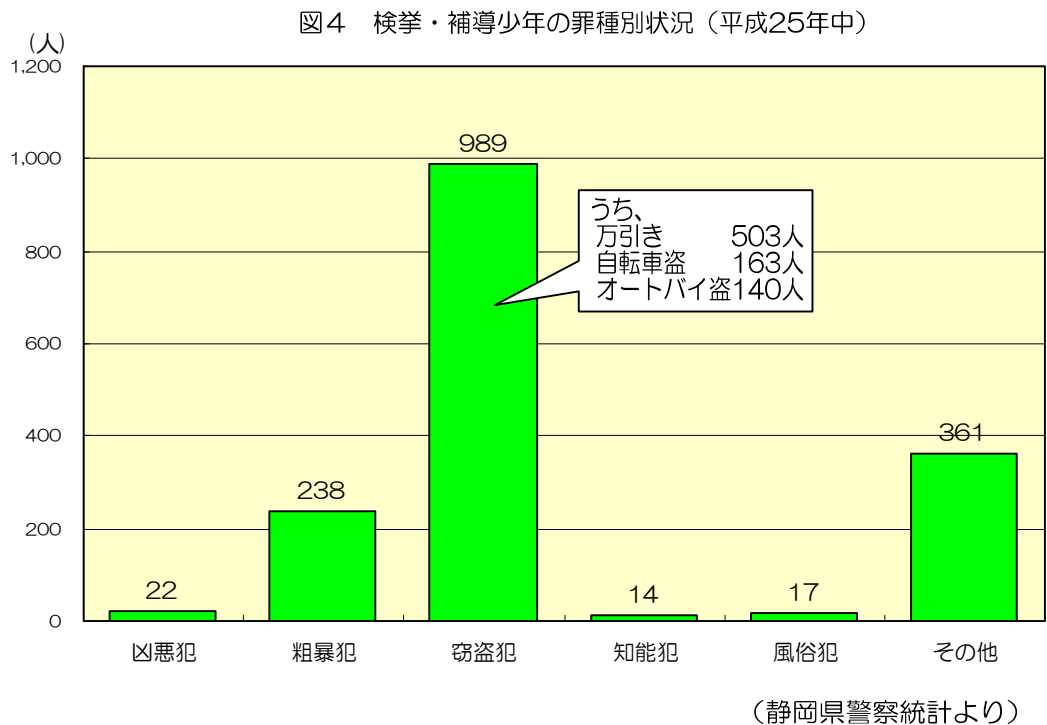
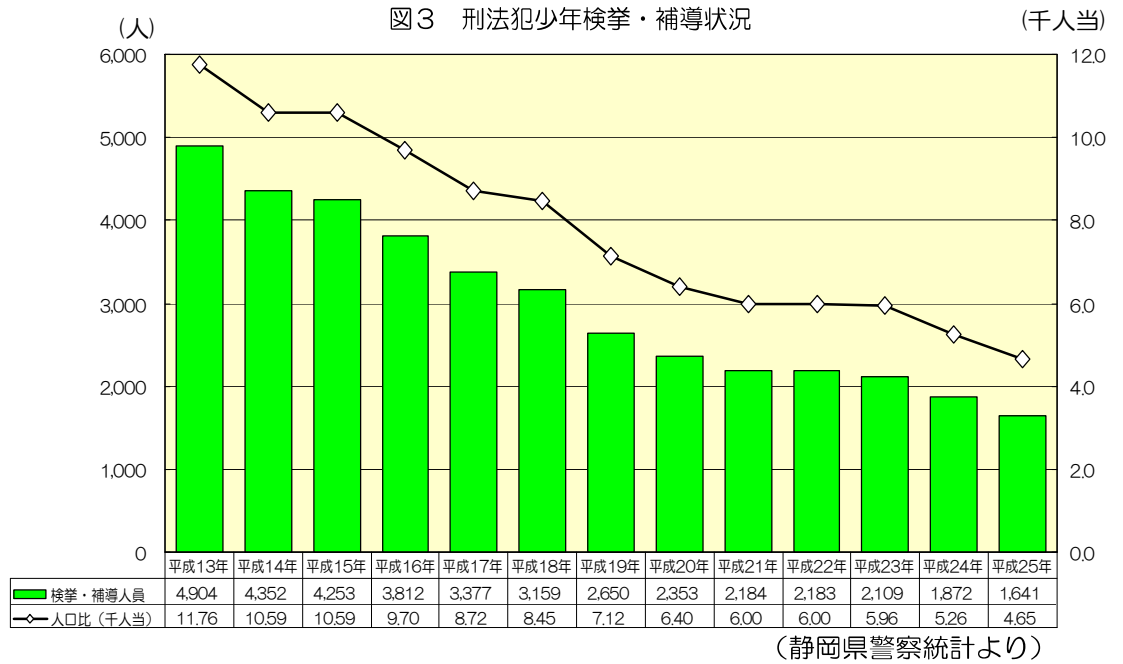


(静岡県警察統計より)

3 少年犯罪の状況

少年犯罪の検挙・補導人員は、平成13年をピークに12年連続して減少しています。

検挙・補導された罪種のうち、窃盗犯が60.3%（989件）を占めており、なかでも万引きが最多となっています。



4 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の状況

振り込め詐欺は、平成 25 年は前年と比べて件数、被害金額ともに増加しました。

個々の手口別で見ると、「架空請求詐欺」・「還付金詐欺」は件数、被害金額とも減少していますが、「オレオレ詐欺」・「融資保証金詐欺」はともに増加しており、予断をゆるさない状況は変わりません。

また、振り込め詐欺以外の特殊詐欺は、前年と比べて件数、被害額ともに大幅に増加しています。

「オレオレ詐欺」の年代別男女構成比を見ると、高齢者の女性が被害に遭う割合が多いことが分かります。

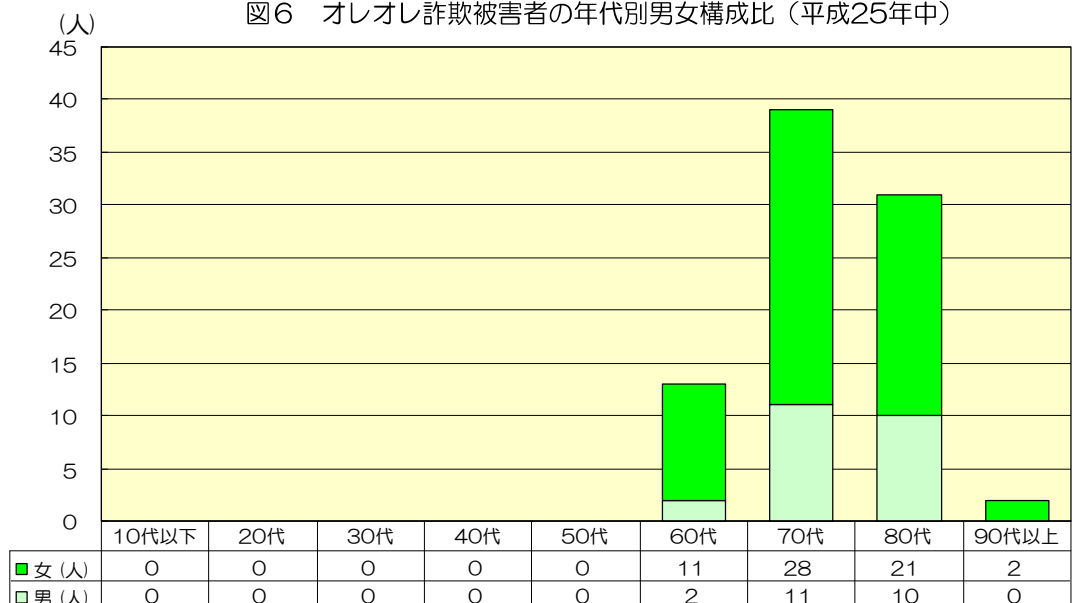
※ 特殊詐欺とは、「見ず知らずの他人に、電話その他の通信手段により、直接会わずに相手をだまして、現金等（キャッシュカードを含む）を受け取る（交付させる）もの」です。

図5 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の発生状況

| | | 振り込め詐欺 | | | | 振り込め詐欺以外の特殊詐欺 | |
|-------|------|---------|---------|---------|--------|---------------|---------|
| | | オレオレ詐欺 | 架空請求詐欺 | 融資保証金詐欺 | 還付金詐欺 | | |
| 平成24年 | (件) | 129 | 73 | 33 | 4 | 19 | 45 |
| | (千円) | 354,531 | 197,275 | 139,668 | 3,180 | 14,408 | 452,543 |
| 平成25年 | (件) | 151 | 85 | 32 | 21 | 13 | 106 |
| | (千円) | 427,494 | 255,652 | 131,462 | 31,066 | 9,314 | 843,018 |
| 前年比 | (件) | 22 | 12 | -1 | 17 | -6 | 61 |
| | (千円) | 72,963 | 58,377 | -8,206 | 27,886 | -5,094 | 390,475 |

(静岡県警察統計より)

図6 オレオレ詐欺被害者の年代別男女構成比（平成25年中）



(静岡県警察統計より)

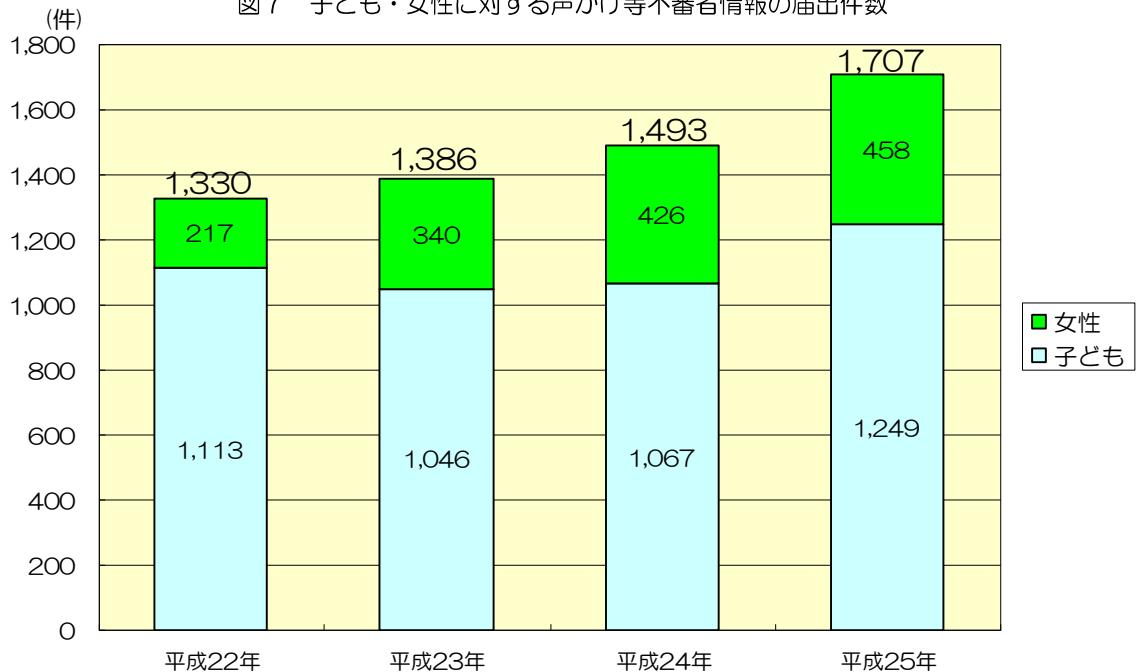
5 子ども・女性に対する声かけ事案等の状況

子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報の届出件数は、平成25年は前年に比べて大きく増加し、依然として高い水準で推移しています。

また、平成25年中の内訳は、体を触るなどの「わいせつ」が43%を占め、次いで「声かけ」が22%となっています。

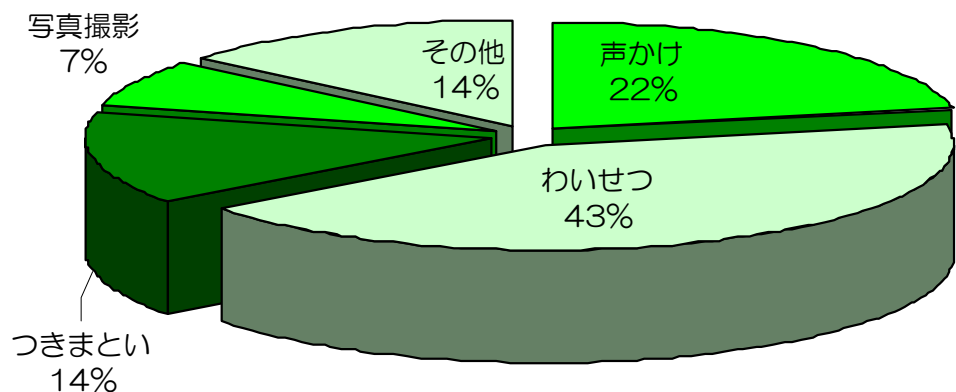
※ 声かけ事案等とは、18歳以下の男女（子ども）及び19歳以上の女性（女性）に対する「声かけ」「つきまとい」「わいせつ」「写真撮影」「脅迫・暴行」等であって、事件に至らないものや不審者の出没情報などをいいます。

図7 子ども・女性に対する声かけ等不審者情報の届出件数



(静岡県警察統計より)

図8 声かけ事案等届出件数の内訳（平成25年中）



(静岡県警察統計より)

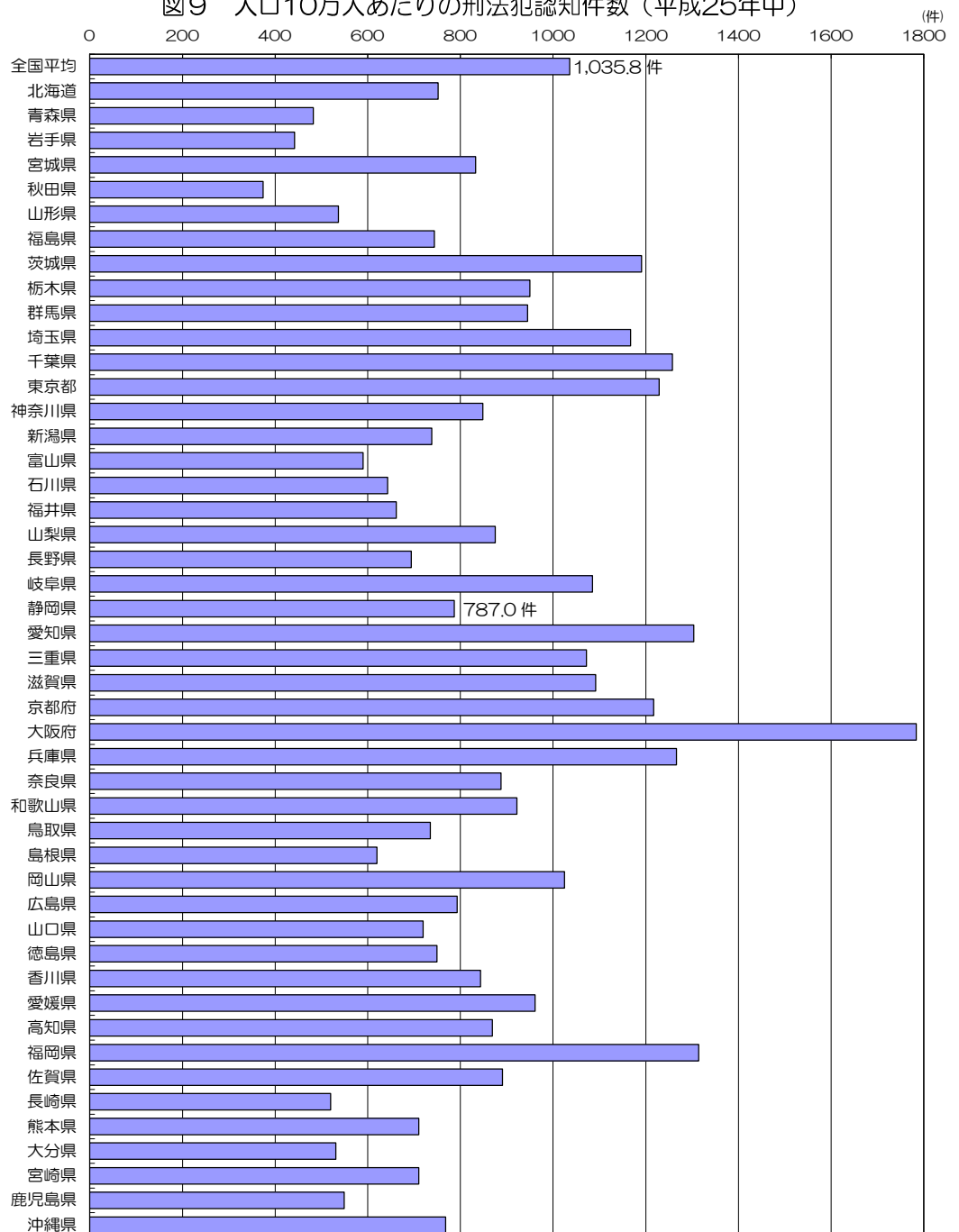
6 人口10万人あたりの刑法犯認知件数

人口10万人あたりの刑法犯認知件数（犯罪率）は、静岡県は787.0件と、全国平均の1,035.8件と比べて低い犯罪率となっています。

全国的には、首都圏、関西圏の都府県が高く、東北、北陸、南九州の各県が低い状況です。

静岡は隣接する県と比べて、長野県以外の神奈川県、山梨県、愛知県よりも低い犯罪率となっています。

図9 人口10万人あたりの刑法犯認知件数（平成25年中）

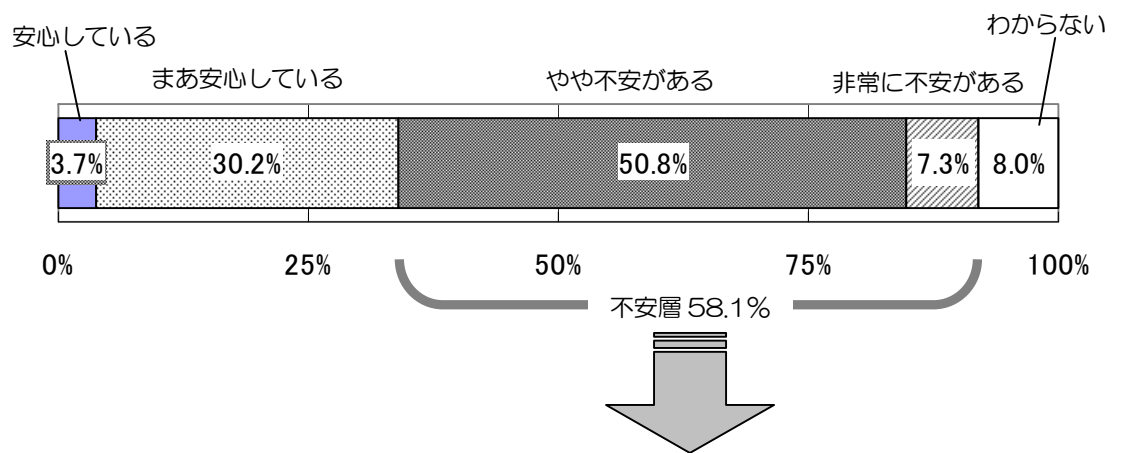


（都道府県の刑法犯認知件数は警察庁発表による）

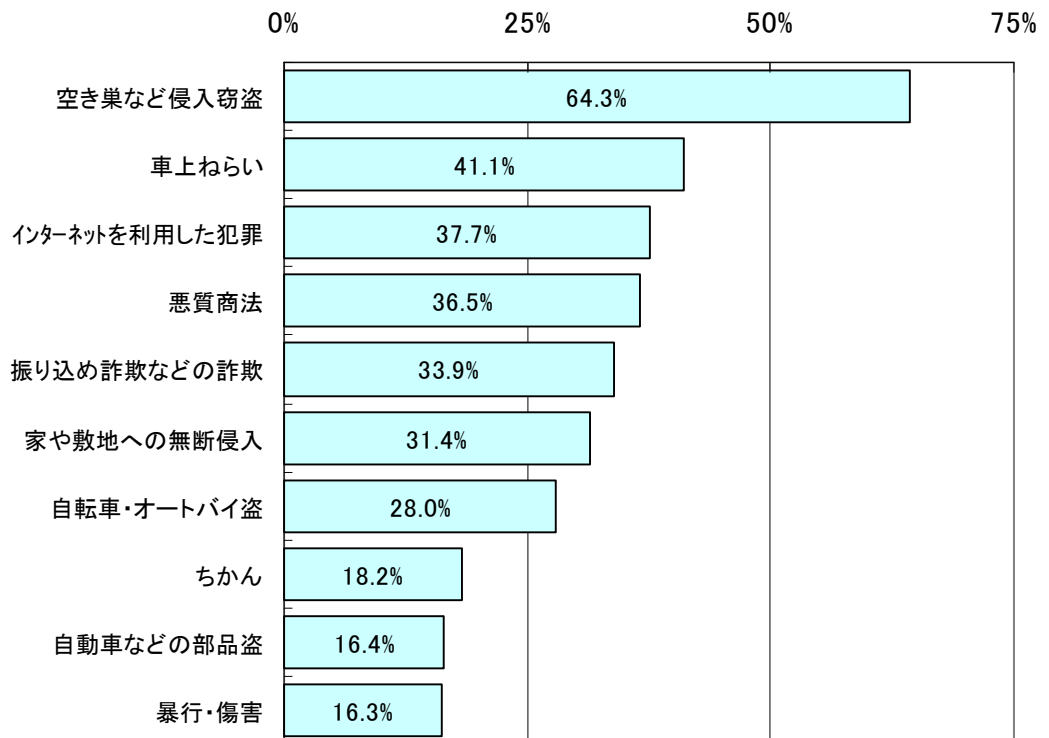
1 犯罪被害に遭う不安度と犯罪の種類

平成 24 年度県政世論調査によると、県内で犯罪被害に遭う不安を感じている人は、58.1%、不安を感じている犯罪の第 1 位は「空き巣などの侵入窃盗」で 64.3%となっています。

Q あなたは、あなたやあなたの家族が、県内で犯罪被害に遭うのではないかと不安を、どの程度感じていますか？



Q 不安を感じている犯罪はなんですか？（上位 10 位）

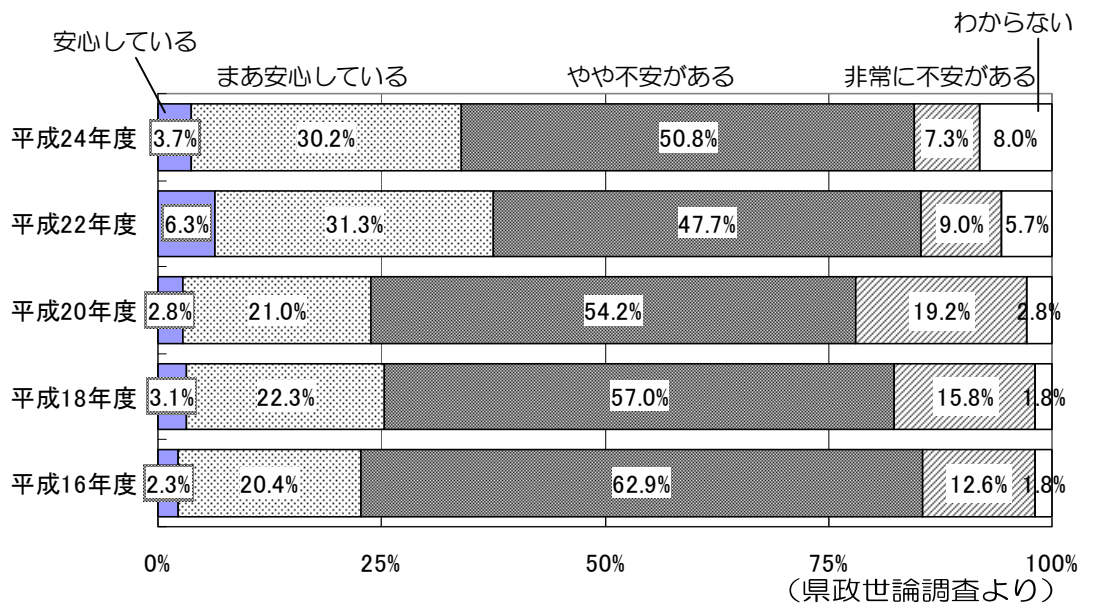


(県政世論調査より)

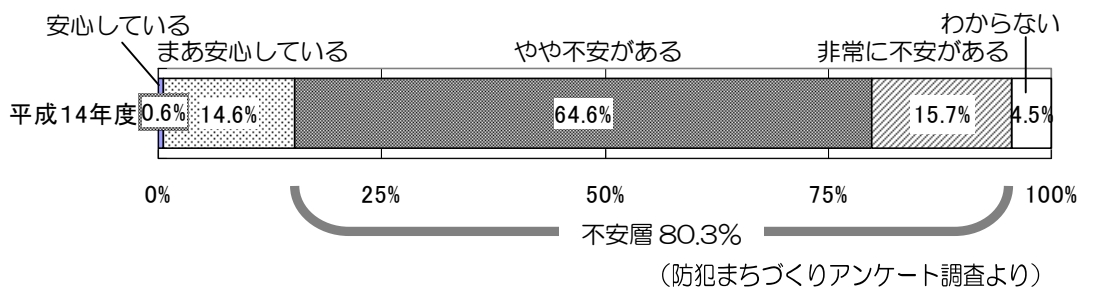
2 県内で犯罪被害に遭う不安度の推移

平成 22 年度県政世論調査と比べて、不安を感じている人が 1.4 ポイント増加していますが、「非常に不安がある」と感じている人は、1.7 ポイント減少しています。

平成 16 年度から比べると、不安を感じている人が 17.4 ポイントと大きく減少しています。



《参考》平成 14 年度防犯まちづくりに関するアンケート調査結果



新たな行動計画の策定にあたり、県では平成 24 年 11 月に「防犯まちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。

ここでは、平成 22 年度に実施した同調査との比較を行いました。

1 取組意識の推移

平成 22 年度調査から、大きな変化はありませんが、「自分は関わらなくても地元の熱心な人が解決してくれる」と他人任せの考えを持っている人が（全く・まあそのとおりに合わせて）5.3 ポイント増加しています。

しかし「積極的に社会活動に参加し地域を安全に住みよくしたい」や「安全・安心問題の解決は住民の義務である」と考える人が（全く・まあそのとおりに合わせて）80%以上を占めるなど、多くの県民の間には「自分たちの地域の問題として取り組んで行こう」と考えている人が確実に定着していると考えられます。

| | | | 全くその とおり | まあその とおり | まあ ちがう | 全く ちがう | 無回答 | 合 計 |
|-----------------------------|---------|-----|-------------|-------------|-----------|-----------|------|------|
| ①積極的に社会活動に参加し、地域を安全に住みよくしたい | 平成 22 年 | 回答数 | 207 | 646 | 122 | 16 | 39 | 1030 |
| | | % | 20.1% | 62.7% | 11.8% | 1.6% | 3.8% | 100% |
| | 平成 24 年 | 回答数 | 225 | 648 | 169 | 14 | 35 | 1091 |
| | | % | 20.6% | 59.4% | 15.5% | 1.3% | 3.2% | 100% |
| ②自分は関わらなくても地元の熱心な人が解決してくれる | 平成 22 年 | 回答数 | 57 | 409 | 365 | 154 | 45 | 1030 |
| | | % | 5.5% | 39.7% | 35.4% | 15.0% | 4.4% | 100% |
| | 平成 24 年 | 回答数 | 96 | 455 | 373 | 126 | 41 | 1091 |
| | | % | 8.8% | 41.7% | 34.2% | 11.5% | 3.8% | 100% |
| ③住民の協力で、地域の安全・安心問題は解決できる | 平成 22 年 | 回答数 | 337 | 546 | 97 | 18 | 32 | 1030 |
| | | % | 32.7% | 53.0% | 9.4% | 1.7% | 3.1% | 100% |
| | 平成 24 年 | 回答数 | 323 | 596 | 124 | 14 | 34 | 1091 |
| | | % | 29.6% | 54.6% | 11.4% | 1.3% | 3.1% | 100% |
| ④安全・安心問題の解決は住民の義務である | 平成 22 年 | 回答数 | 293 | 571 | 108 | 11 | 47 | 1030 |
| | | % | 28.4% | 55.4% | 10.5% | 1.1% | 4.6% | 100% |
| | 平成 24 年 | 回答数 | 294 | 630 | 122 | 12 | 33 | 1091 |
| | | % | 26.9% | 57.7% | 11.2% | 1.1% | 3.0% | 100% |
| ⑤住民の協力、積極的な活動なしでは犯罪は減少しない | 平成 22 年 | 回答数 | 343 | 507 | 124 | 19 | 37 | 1030 |
| | | % | 33.3% | 49.2% | 12.0% | 1.8% | 3.6% | 100% |
| | 平成 24 年 | 回答数 | 320 | 572 | 139 | 27 | 33 | 1091 |
| | | % | 29.3% | 52.4% | 12.7% | 2.5% | 3.0% | 100% |
| ⑥個人が注意すれば、協力なしでも犯罪は防げる | 平成 22 年 | 回答数 | 35 | 142 | 525 | 281 | 47 | 1030 |
| | | % | 3.4% | 13.8% | 51.0% | 27.3% | 4.6% | 100% |
| | 平成 24 年 | 回答数 | 40 | 173 | 537 | 303 | 38 | 1091 |
| | | % | 3.7% | 15.9% | 49.2% | 27.8% | 3.5% | 100% |
| ⑦警察に任せ、住民は関与しない | 平成 22 年 | 回答数 | 13 | 48 | 403 | 527 | 39 | 1030 |
| | | % | 1.3% | 4.7% | 39.1% | 51.2% | 3.8% | 100% |
| | 平成 24 年 | 回答数 | 9 | 50 | 440 | 556 | 36 | 1091 |
| | | % | 0.8% | 4.6% | 40.3% | 51.0% | 3.3% | 100% |

(防犯まちづくりアンケート調査より)

2 求められる具体的犯罪防止対策

平成 24 年度は平成 22 年度に比べて、ほとんどの項目で割合が減少しています。

平成 24 年度では「近所の助け合いで犯罪に強い地域をつくる」と考える人が 57.7%と半数以上の人がある一方で、「警察によるパトロールの強化」をあげる人も 53.0%います。「住民自身がパトロールなどによる防犯活動」と考える人は 22.8%にとどまり、他人頼み、組織頼みの傾向があることがうかがえます。

また、「学校や通学路の防犯対策を強化」と答えた人が 52.5%、「子どもに対する防犯教育を徹底」と答えた人が 43.5%など、子どもに対する防犯対策を望む人の割合が比較的高いことがうかがえます。

| | 平成 22 年 | | 平成 24 年 | |
|------------------------|---------|-------|---------|-------|
| | 回答数 | % | 回答数 | % |
| 防犯灯や街路灯の増設する | 955 | 92.7% | 798 | 73.1% |
| 道路や塀の工夫で犯罪の起こりにくい町をつくる | 469 | 23.9% | 255 | 23.4% |
| 繁華街に防犯カメラを設置 | 455 | 44.2% | 484 | 44.4% |
| 自治体が積極的に取り組む | 365 | 35.4% | 322 | 29.5% |
| 住民自身がパトロールなどによる防犯活動 | 281 | 27.3% | 249 | 22.8% |
| 自宅への防犯カメラや防犯ベルの取り付け | 257 | 25.0% | 247 | 22.6% |
| 自己負担で警備員の雇用 | 13 | 1.3% | 12 | 1.1% |
| 近所の助け合いで犯罪に強い地域をつくる | 596 | 57.9% | 629 | 57.7% |
| 防犯協会・防犯団体による活動の活発化 | 263 | 25.5% | 245 | 22.5% |
| 警察によるパトロールの強化 | 561 | 54.5% | 578 | 53.0% |
| 交番（派出所）・駐在所の増設 | 252 | 24.5% | 242 | 22.2% |
| 住民への防犯広報活動を活発化 | 292 | 28.3% | 287 | 26.3% |
| 警察の防犯広報の活発化 | 239 | 23.2% | 210 | 19.2% |
| 警官の増員 | 140 | 13.6% | 101 | 9.3% |
| 学校や通学路の防犯対策を強化 | 579 | 56.2% | 573 | 52.5% |
| 子どもに対する防犯教育を徹底 | 479 | 46.5% | 475 | 43.5% |
| 事業所防犯対策を強化する | 407 | 39.5% | 408 | 37.4% |
| その他 | 50 | 4.9% | 31 | 2.8% |
| 有効回答数 | 1,030 | 100% | 1,091 | 100% |

(防犯まちづくりアンケート調査より)

防犯まちづくり行動計画（平成 22 年度策定）の成果

第2章 防犯まちづくり行動計画（平成22年度策定）の成果

行動計画策定の経緯

「防犯まちづくり」とは、県民、行政、警察、学校、事業所等が一体となって、地域における自主的な防犯活動を推進するとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図ることにより、犯罪の起きにくいまちづくりを進める取組みを表した言葉です。

県が、この防犯まちづくりに取り組むことになった背景は、犯罪発生の増加と県民の不安感の増大があげられます。

平成14年には、県内の犯罪発生件数（刑法犯認知件数）が過去最高の63,008件に達し、犯罪被害に遭う不安を感じる県民の割合（体感治安）は80.3%にも及びました。

このような状況の中、県では、平成14年12月、「防犯まちづくり有識者懇談会」を設置し、効果的な防犯対策とその推進体制についての検討を行い、そこでまとめられた提言をもとに、平成15年7月に庁内推進本部を立ち上げ、同年9月に全国初となる「防犯まちづくり行動計画」を策定しました。

行動計画（平成22年度策定）の概要

防犯まちづくり行動計画策定以降、平成16年4月には「静岡県防犯まちづくり条例」が施行され、様々な施策が推進されたことにより、刑法犯認知件数及び体感治安ともに大幅に低減しました。

しかし、子ども・女性・高齢者等の安全確保など、新たな課題も生じてきたため、計画の最終年度にあたる平成22年8月に「防犯まちづくり有識者懇談会」（第二次）を設置し、これまでの行動計画の成果の検証と次期計画についての検討を行い、そこでまとめられた提言をもとに、平成23年3月に新たな防犯まちづくり行動計画（第二次）を策定しました。

1 目標

静岡県総合計画に合わせ「刑法犯認知件数」を平成25年度までに、37,000件以下としました。

ただし、平成23年の認知件数が35,900件と目標を達成したため、平成25年1月に「31,000件以下」と目標を上方修正しました。

2 基本的視点と5つの重点項目

「ひとづくり」「まちづくり」「ネットワークづくり」を基本的視点としながら、市町・地域が効果的に取り組めるよう、5つの重点項目

「地域防犯を担う人材の育成」「情報の提供の充実」「子ども・女性・高齢者等社会的弱者の安全確保」「犯罪の防止に配慮した環境づくり」「事業者との連携」のもと防犯まちづくりを推進することとしました。

1 目標

県内の刑法犯認知件数は、平成14年の63,008件をピークに、防犯まちづくり行動計画策定以降の平成15年から11年連続して減少し、平成25年は29,395件まで減少しています。

○刑法犯認知件数の推移

| 年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 63,008 | 62,275 | 60,440 | 55,513 | 50,221 | 45,472 | 42,946 | 41,069 | 39,451 | 35,900 | 32,396 | 29,395 |

2 5つの重点項目

(1) 地域防犯を担う人材の育成

平成17年度から19年度にかけて養成した防犯まちづくりアドバイザーは、市町や警察署と協力して啓発活動や防犯講座を実施するなど県下全域で活躍しています。

また、青色回転灯を装着した車によるパトロール（青パト）の登録台数は、北海道について全国第2位となるなど、地域における防犯活動は確実に広がりを見せています。

しかし、これら地域防犯を担う人材の高齢化が問題であり、今後、継続して人材の育成を行っていくとともに、地域の活動や集まりに、若い世代を巻き込んでいくことが課題となっています。

| 目標指標項目 | 目標数値 | | 実績値 | | | |
|-----------------------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 年度 | 数値 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 防犯講座の受講者数 | 25 | 500人/年 | 118人/年 | 154人/年 | 144人/年 | 157人/年 |
| 消費生活相談に占める「自主交渉のための助言」の割合 | 25 | 90.0% | 84.4% | 82.8% | 80.5% | 74.8% |
| 薬物乱用防止啓発参加者数 | 25 | 262,000人 | 275,723人 | 272,506人 | 280,363人 | 264,482人 |
| 人権啓発講座等参加人数(平成9年度からの累計) | 25 | 340,000人 | 278,071人 | 304,674人 | 330,600人 | 356,896人 |
| 自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール車両台数 | 25 | 3,200台 | 2,502台 | 2,852台 | 3,000台 | 3,062台 |

(2) 情報の提供の充実

防犯まちづくりの取組の周知と防犯意識の啓発を図るため、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用した広報、情報提供を行うとともに、啓発のためのリーフレット等を作成し、市町との協力のもと、キャンペーン等での広報・啓発を行いました。

また、ホームページにおいては、県民が望む新鮮な情報発信に取り組んできましたが、アクセス数が伸び悩んでいるのが現状です。

今後、より県民が望む情報を発信するための内容の検討や、情報が更に県民の隅々まで届くようなネットワークづくりを図るなどの改善と工夫が必要です。

| 目標指標項目 | 目標数値 | | 実績値 | | | |
|----------------------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 年度 | 数値 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| しずおか防犯まちづくりホームページへのアクセス件数 | 25 | 2,000件/月 | 850件/月 | 1,242件/月 | 1,161件/月 | 957件/月 |
| 県警ホームページ（犯罪・防犯関連情報）へのアクセス数 | 25 | 1,900件/日 | 1,371件/日 | 1,425件/日 | 1,468件/日 | 1,486件/日 |

(3) 子ども・女性・高齢者等社会的弱者の安全確保

これまで、子ども・女性・高齢者等に対しては、地域における見守りあい活動を中心に取り組んできました。

しかし、犯罪は社会の隙を狙って発生するものであり、全国的にも、子ども、女性が被害者となる悲惨な事件や高齢者を狙った振り込め詐欺などが後を絶たちません。

このようなことから、今後は見守り合いの活動を継続していくのはもちろんのこと、家族の絆を深め、隙のない安全・安心ネットワークづくりを目指していくとともに、いざというときに自分の身は自分で守ることができる人材を育成していくことが必要であると考えられます。

| 目標指標項目 | | 目標数値 | | 実績値 | | | |
|----------------------------|------|------|--------|------|--------|--------|--------|
| | | 年度 | 数値 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 学校における暴力行為の件数 (公立・私立含む) | 小学校 | 25 | 260件以下 | 307件 | 337件 | 385件 | 327件 |
| | 中学校 | 25 | 770件以下 | 890件 | 1,143件 | 1,274件 | 1,451件 |
| | 高等学校 | 25 | 220件以下 | 260件 | 249件 | 285件 | 267件 |

| 目標指標項目 | | 目標数値 | | 実績値 | | | |
|---|------|------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 年度 | 数値 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 学校における不登校児童・生徒の数 (公立・私立含む) | 小学校 | 25 | 730人 以下 | 851人 | 857件 | 869人 | 758人 |
| | 中学校 | 25 | 2,760人 以下 | 3,136人 | 2,953件 | 2,903人 | 2,926人 |
| | 高等学校 | 25 | 1,060人 以下 | 1,224人 | 1,104件 | 1,417人 | 1,789人 |
| いじめの解消率 (公立・私立含む) | 小学校 | 25 | 90% 以上 | 82.7% | 61.3% | 58.4% | 80.6% |
| | 中学校 | 25 | 80% 以上 | 72.3% | 60.8% | 61.0% | 59.9% |
| | 高等学校 | 25 | 90% 以上 | 79.5% | 77.3% | 86.0% | 85.0% |
| 幼稚園・小学校における防犯指導の実施率(公立のみ) | | 25 | 100% | 87.8% | 隔年調査 | 86.7% | 隔年調査 |
| 自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール車両台数【再掲】 | | 25 | 3,200台 | 2,502台 | 2,852台 | 3,000台 | 3,062台 |
| エスピーくん安心メールの登録者数 | | 25 | 25,000人 | 4,670人 | 9,874人 | 15,678人 | 20,918人 |
| 友愛訪問活動促進事業実施市町老人クラブ連合会数(政令市を除く) | | 25 | 33(全) 連合会 | 34 連合会 | 33 連合会 | 33 連合会 | 33 連合会 |
| 生活保護受給世帯への家庭訪問計画の実施率 100%超の福祉事務所数(政令市所管を除く) | | 25 | 24箇所 /24 | 13箇所 /24 | 12箇所 /24 | 10箇所 /24 | 10箇所 /24 |
| 要保護児童対策地域協議会設置市町数 | | 25 | 35市町 /35 | 28市町 /35 | 30市町 /35 | 31市町 /35 | 35市町 /35 |
| DV防止ネットワーク設置市町数 | | 25 | 35市町 /35 | 24市町 /35 | 25市町 /35 | 26市町 /35 | 29市町 /35 |
| 虐待による死亡児童数 | | 25 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 |
| 外国人県民対象の防災・防犯研修への参加人数 | | 25 | 500人 /年 | 338人 /年 | 278人 /年 | 521人 /年 | 444人 /年 |

(4) 犯罪の防止に配慮した環境づくり

犯罪の起きにくい環境づくりのために、道路、駐車場、住宅などの環境整備を図るとともに、互いに見守り合い、助け合う地域の取組を推進してきました。

このような取組により、地域の防犯活動の核となる地区安全会議の設置数は、平成25年度4月調査によると、271団体となり、設置している市町数は27市町となっています。

しかし、立ち上げ後数年がたち、活動状況が鈍くなってきている団体も見受けられるようになりました。

そこで、今後は、更なる地区安全会議の立ち上げを目指すだけでなく、既存の団体の活動を活性化する取組を考える必要があります。

| 目標指標項目 | 目標数値 | | 実績値 | | | |
|---------------------------------|------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | 年度 | 数値 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 地区安全会議に対する初期支援(防犯まちづくり基礎講座) | 25 | 10団体/年 | 0団体/年 | 0団体/年 | 10団体/年 | 12団体/年 |
| 公立高校の夜間、休日等管理者不在等における盗難発生件数 | 25 | 0件 | 17件 | 9件 | 6件 | 7件 |
| 防犯モデルマンションの認定件数(累積数) | 25 | 120件 | 102件 | 107件 | 118件 | 138件 |
| 市街地内街路整備密度(km/km ²) | 25 | 3.5km/km ² | 1.57km/km ² | 1.58km/km ² | 1.61km/km ² | 1.62km/km ² |

(5) 事業者との連携

防犯責任者を設置する事業所数を始め、防犯責任者研修会の参加者など、事業所における防犯対策及び意識の向上は着実に広がりを見せています。

また、最近では金融機関によるオレオレ詐欺防止や、配達員等の見守り活動など、事業者が自主的に防犯活動に取り組む状況も生まれています。

このような状況を更に推進し、事業所と地域が両輪となり、地域における防犯活動に取り組むことが必要です。

| 目標指標項目 | 目標数値 | | 実績値 | | | |
|-----------------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 年度 | 数値 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| しずおか防犯まちづくり県民会議の参加団体数 | 25 | 90団体 | 82団体 | 86団体 | 89団体 | 91団体 |
| 防犯責任者を設置する事業所数 | 25 | 7,000事業所 | 6,630事業所 | 6,618事業所 | 6,619事業所 | 7,152事業所 |
| 防犯責任者研修会参加者数 | 25 | 500人/年 | 559人/年 | 577人/年 | 628人/年 | 561人/年 |
| 犯罪抑止推進モデル事業所の指定数 | 25 | 10事業所 | 2事業所 | 4事業所 | 4事業所 | 5事業所 |

ふじのくに防犯まちづくり行動計画の概要

第3章 ふじのくに防犯まちづくり行動計画の概要

防犯まちづくりの推進体制

防犯まちづくりの取組は、県民それぞれが様々な活動を通じて進めるものですが、静岡県が一丸となって、防犯まちづくりを推進していくためには、県民による「安全・安心ネットワーク」が必要です。

ここでいう「安全・安心ネットワーク」とは、各地域団体や事業団体等が「県―市町―地域」と垂直的につないでいる「縦のネットワーク」と、「県」「市町」「地域」の各レベルにおいて様々な活動に取り組む多様な団体や組織等が情報の共有化と取組の連携を進めるための水平的につながる「横のネットワーク」を組み合わせて構築されるネットワークのことであり、更には家庭を単位とした地域住民が「縦・横のネットワーク」の土台に加わることにより、地域の絆を強化し、地域住民と市町、及び県が一体となった隙のない推進体制を築き、犯罪を生まない、また犯罪に対して隙を与えない地域づくりを目指します。

なお「横のネットワーク」として、県全体では「しずおか防犯まちづくり県民会議」、市町には「市町安全協議会」、地域では「地区安全会議」が設置されています。

1 しずおか防犯まちづくり県民会議

しずおか防犯まちづくり県民会議は、県民・地域団体・事業者団体及び行政機関等の代表者により構成され、「防犯まちづくり」を県民運動として展開する推進母体として、平成15年10月10日に設立されました。

県民会議では、県民総ぐるみで防犯まちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らせるだけでなく、訪れる人や進出する企業にとっても魅力的な静岡県の実現を目指して、「しずおか防犯まちづくり総合推進プログラム」を作成し、それぞれの立場で「できることから」を合言葉に防犯まちづくりに取り組んでいます。

県では、事務局として、組織の運営に取り組んでいるほか、各構成員の取組を情報発信するなど支援に努めています。

○しずおか防犯まちづくり県民会議参加団体数 93 団体
(H25 12月現在)

2 市町安全協議会

市町安全協議会は、市町の行政区域を単位として、住民・地域団体・事業者団体及び行政機関等によって構成され、幅広い参加団体が情報を共有し、協力して市町の防犯まちづくりに取り組むことを目指しています。

県では、各市町の実情を踏まえた防犯まちづくりに市町安全協議会が重要であることから、未設置市町に対して設置を促進していきます。

○市町安全協議会設置市町数 23 市町／35 市町
(H25 4 月調査)

3 地区安全会議

地区安全会議は、「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、地域ぐるみで防犯まちづくりを推進するために県内各地で設置され、地域で様々な活動に取り組む人々が集まり、情報の共有化と取組の連携が図られています。

地区安全会議は、中学校区程度の範囲で、連合自治会などを中心に、PTA、地域安全推進員等の様々な団体・個人をメンバーとしていますが、地域の実情に応じて、範囲の大小や構成メンバーは多様となっています。

県では、未設置地域における地区安全会議の立ち上げや、既存の地区安全会議の活性化に向けて、地区安全会議を直接的に支援する各市町と連携しながら、防犯まちづくりの担い手づくりやリーダー養成の講座の開催、防犯まちづくりアドバイザーを通じた支援などに取り組んでいます。

○地区安全会議の設置数 271 団体
○地区安全会議設置市町数 27 市町／35 市町
(H25 4 月調査)

県の推進体制 と役割分担

県では、防犯まちづくりを全庁挙げて総合的かつ効果的に推進するため、全部局長で構成される「防犯まちづくり庁内推進本部」を設置しています。

庁内推進本部では、「防犯まちづくり行動計画」の策定や進捗管理を行うほか、県庁職員による青色回転灯を装着した自主防犯パトロール（青パト）や、広報活動などに取り組んでいます。

県は、地域や市町と連携しながら、情報発信・啓発資料作成・人材育成など県の特性である専門性・先進性・広域性等が発揮できる分野を重点的に担って、防犯まちづくりに取り組んでいます。

策定の趣旨

第2章でも述べたとおり、県ではこれまで犯罪の起きにくい安全で安心な地域環境づくりを進めることを目的に「防犯まちづくり条例」及び「防犯まちづくり行動計画」を両輪として、官民が一体となった防犯まちづくりを推進してきました。

その結果、刑法犯認知件数は、11年連続で減少し、平成25年には29,396件となり、また、県民の体感治安も58.1%（平成24年度県政世論調査より）と減少するなど、大きな成果を上げています。

しかし、一方で振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の増加やストーカー行為の深刻化、スマートフォンの普及などネット社会の急激な広がりによる新たな犯罪の拡大など、近年劇的に変化してきている犯罪への対応は急務であります。

また、世界遺産富士山をはじめ多くの観光資源に恵まれた本県は、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通等によるアクセスの向上、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などにより、国内外からの交流人口が拡大することが予想されることから、県民だけでなく、本県を訪れる誰もが安心して過ごせる、魅力ある静岡県を目指す必要があります。

この度の、「防犯まちづくり行動計画」の策定に当たっては、これらの課題等についても「防犯まちづくり有識者懇談会」において検討を行い、その結果は「次世代静岡の安全・安心を見据えた防犯まちづくりの推進」と題する提言（P42参照）に取りまとめられ、県に提出されました。

今回策定する「防犯まちづくり行動計画」（第三次）は、県の総合計画の基本理念である「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を進めていくために、この提言を踏まえるとともに、新たに懸念される課題等に対する的確に対応するため、これまでの施策やその体系を静岡県の将来を見据えて再検討したものであり、これまでの行動計画の方向性を更に推し進めた計画となっています。

計画の概要

1 テーマ

有識者懇談会から提出された提言より

「次世代しずおかの安全・安心を見据えた防犯まちづくりの推進」を計画のテーマとします。

2 目的

静岡県総合計画の防犯分野の内容にあわせ
「犯罪の起きにくい社会づくり」
を計画の目的とします。

3 最重点項目

刑法犯認知件数の減少が続くなかでも、なお発生件数が多く、かつ
社会的注目をひく犯罪の被害者になることの多い
「子ども・女性・高齢者等の安全確保」
を計画の最重点項目とします。

4 施策の柱

本行動計画では
次世代しずおかの安全・安心を担う「人材育成」
犯罪防止に配慮した「環境づくり」
地域の見守り力向上のための「情報提供」
を施策の3本柱とし、この柱のもと、各施策、及び事業を推進していきます。

5 計画の目標

「刑法犯認知件数 27,000 件以下」（体感治安に影響を及ぼしやすい、県民に身近な9罪種については7,700件以下）とします。

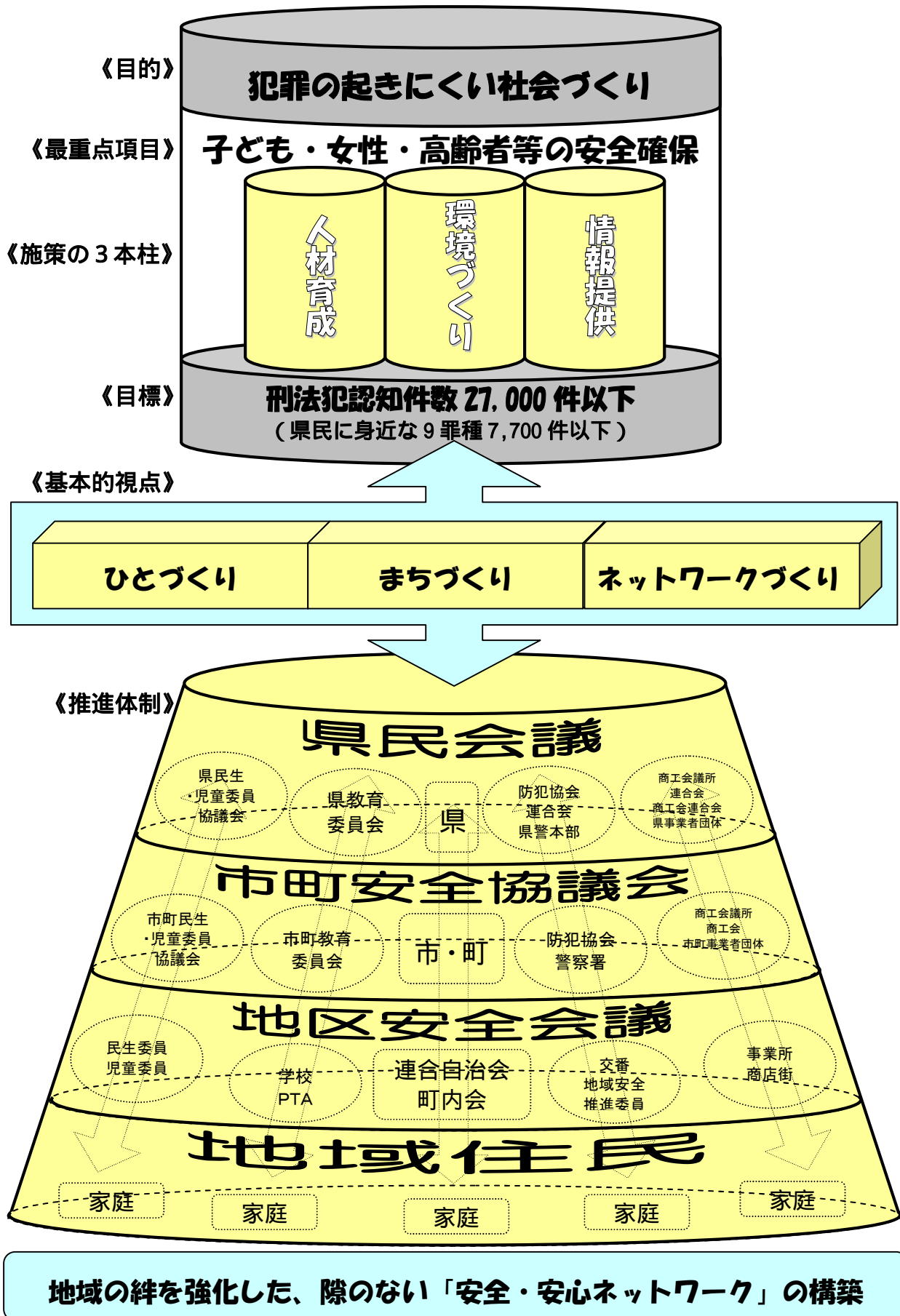
※ 県民に身近な9罪種

自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、空き巣、忍込み、居空き、ひったくり、
強制わいせつ、公然わいせつ

6 計画の期間

平成26年度から29年度までの4年計画とします。

次世代しずおかの安全・安心を見据えた防犯まちづくりの推進



第4章

静岡県の推進施策

最重点項目

「子ども・女性・高齢者等の安全確保」

11年連続で刑法犯認知件数の減少が続くなかにおいても、犯罪の前兆となる「子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報」の届出件数は、依然として高い水準で推移しています。

また、被害者の多くが高齢者である「振り込め詐欺」については、平成25年は前年と比べて件数、被害額ともに増加しています。

加えて、スマートフォンの普及などネット社会の急激な広がりにより、今後、被害者・加害者の低年齢化やストーカー行為の深刻化なども危惧されます。

このような、犯罪のターゲットになりやすい、子ども・女性・高齢者等が被害者となる犯罪は社会全体に与える影響が大きく、県民の不安感増大にもつながります。

こうした状況から、これまでの防犯まちづくり行動計画（平成22年度策定）の5つの重点項目の一つであった「子ども・女性・高齢者等の安全確保」を最重点項目として取り組むこととして、この最重点項目のもと「人材育成」、「環境づくり」、「情報提供」の3本柱に各施策・事業を振り分け、それぞれの柱ごとの数値目標を定めることによって計画を推進し「犯罪の起きにくい社会づくり」を目指します。

1 人材育成

県ではこれまで、様々な講座を通して地域における自主防犯活動のリーダーとなる人材の育成を図ってきました。

しかし、これら人材の高齢化もあり、地域の防犯活動の多くは高齢者が担っている状況であり、今後、このような状況から脱却するための施策を強く推進していく必要があります。

そのため、各地域の防犯リーダーとして活躍している「静岡県防犯まちづくりアドバイザー」の裾野の拡大を視野に入れ、新たな人材の発掘に努めます。

加えて、10年先の子ども・女性・高齢者等の安全確保を見据え、学校、行政、警察、事業者、NPO等が協力し、小・中学生、及び高校生を対象に体験型防犯教室やネットに関するモラル教育などを行うことで、自衛心を養い、規範意識、人権意識を高め、防犯に対する意識の高揚を図り、次世代しずおかの安全・安心を担う人材の育成を推進します。

具体的な推進事項

〈施策項目 13 事業数 19〉

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|--------------------------|--|-----------------|
| 101 | (1)次世代しずおかの安全・安心を担う人材の育成 | 「体験型防犯講座」の実施により、犯罪から自分の身を守る方法を教え、実際に体験させることにより、自衛心を養い、防犯意識の高揚を図ることで将来的に地域の防犯活動を担う人材を育成します。 | くらし・環境部 |
| 102 | (2)安全管理・安全教育の推進 | 施設や通学路における安全管理や教職員等の研修を実施するとともに、児童生徒が主体となり将来的に地域の安全を守ることができるよう、安全教室を開催するなどの指導を充実させます。 | 教育委員会 |
| 103 | (3)学校における防犯指導者の養成 | 学校における防犯教育（防犯訓練、防犯教室）を推進するための指導者を養成します。 | 教育委員会 |
| 104 | (4)学校における防犯に関する教育力の向上 | きまりを守る子ども育成協議会等を開催するなどして児童生徒の規範意識の向上を図り、いじめ、窃盗、暴力行為等の問題行動への未然防止等に努めます。 | 教育委員会 |
| 105 | | 児童生徒の抱える悩みや問題に対し、早期発見・早期対応するため、教員に対する教育相談、生徒指導についての研修の実施やその支援を行います。 | 教育委員会 文化・観光部 |

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|-----------------------|--|-------|
| 106 | (4)学校における防犯に関する教育力の向上 | 学校の安全点検等を記載した「学校安全推進の手引き」に基づく児童生徒の安全確保と、各学校が組織的に適切な対応を行うための「学校危機管理マニュアル」の作成を推進するとともに、初動対応に関わる教職員が身に付けておくべき行動・知識を集約した「教職員危機管理BOOK」を配布するなどして、学校安全の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| 107 | | 児童生徒に、情報通信機器の正しい使い方を確実に身につけさせるとともに、一人一人が情報を取捨選択、判断し、相手のことを考えて発信する能力、情報の意義や特性等に対する理解、情報を扱う上でのモラルや責任感等を養う情報活用能力を基盤とした情報モラル教育を推進します。 | 教育委員会 |
| 108 | (5)地域における防犯に関する教育力の向上 | 地域で子どもをはぐくむ環境づくりを充実・促進するため、関係機関のネットワーク拡大を図る機会を提供するとともに、地域コーディネーター養成講座等を実施し社会教育関係者の資質向上の機会を提供します。 | 教育委員会 |
| 109 | | 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進し、子どもたちの安心安全な活動場所を確保するとともに、活動を通じて地域の絆の強化、地域の教育力の向上を図ります。 | 教育委員会 |
| 110 | (6)規範意識の向上 | 「青少年の非行・被害防止強調月間」等で広報・啓発活動や県下一斉の街頭補導・有害環境への適切な対応を展開します。 | 教育委員会 |
| 111 | | 青少年に対し、周りの大人が積極的に関わることにより、青少年の健全育成を支援する「地域の青少年声掛け運動」を推進します。 | 教育委員会 |
| 112 | | 次世代を担うべき青少年や一般県民への浸透など憂慮すべき状況にある麻薬・覚醒剤等薬物乱用を防止するため、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動静岡大会」及び「薬学講座」並びに薬物乱用防止指導員による地域に根ざした啓発活動等を関係機関・団体と連携して推進します。 | 健康福祉部 |

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---------------------------|---|---------|
| 113 | (7) ネット環境に関する大人の意識向上 | 青少年を有害情報から守るため、小中学生や保護者・教職員及び地域の大人を対象に、携帯電話等に関する現状と課題や携帯電話等の安全安心な使用に関する講座を実施します。 | 教育委員会 |
| 114 | (8) 防犯まちづくりアドバイザーのスキルアップ | 県が育成した防犯まちづくりアドバイザーが、県下各地において市町や学校、警察等と協働して活動ができるよう支援するとともに、資質向上を図るための研修を実施します。 | くらし・環境部 |
| 115 | (9) 地域の防犯リーダーの育成 | 地域において防犯活動を担うリーダーを育成するとともに、犯罪情勢に適切に対応した活動ができるよう、各種防犯研修会を継続的に開催します。 | くらし・環境部 |
| 116 | (10) 地域コミュニティの活性化 | 静岡県コミュニティづくり推進協議会を通じて、地域の防犯活動を含む地域活動のリーダーを育成します。 | 経営管理部 |
| 117 | (11) 人づくり実践活動の促進 | 地域において、人づくり推進員が人づくりへの助言等を行い、県民自らが行う人づくり実践活動の促進を図ります。 | 文化・観光部 |
| 118 | (12) 安全な商品・サービスの提供による安心確保 | 消費者が安心して消費生活を送れるよう、商品やサービスの安全を確保するため、監視や指導体制を強化するとともに、取引や表示の適正化等を進め、消費者を第一に考え、事業活動を展開する事業者の育成を図ります。 | くらし・環境部 |
| 119 | (13) 防犯指導の実施 | 重要特異事犯発生時、及び県民に身近な犯罪について、急激な増加傾向を示した場合、関係機関との連携を強化し、対象者及び関連事業者に対する防犯指導を実施します。 | 警察本部 |

数値目標

〈数値目標数 9〉

| 目標指標項目 | | 数値目標 | | 実績値 | |
|--------|---------------------------------------|------|----------------|--------------------|-------|
| | | 年度 | 数値 | 24年度 | |
| 1-1 | 防犯講座の受講者数 (講座開始年度〈H23〉からの累計) | 29 | 1,000人 | 301人 | |
| 1-2 | 薬物乱用防止啓発参加者数 | 29 | 280,000人 /年 | 264,482人 /年 | |
| 1-3 | 人権啓発講座等参加人数 (H26~29年度の累計) | 29 | 100,000人 | 26,296人 (H24年度) | |
| 1-4 | いじめ解消率 (公立・私立を含む) | 小学校 | 29 | 90%以上 | 80.6% |
| 1-5 | | 中学校 | 29 | 80%以上 | 59.9% |
| 1-6 | | 高等学校 | 29 | 90%以上 | 85.0% |
| 1-7 | 幼稚園・小学校における防犯指導の 実施率(公立のみ) | 29 | 100% | 86.7% (H23年度) | |
| 1-8 | 地域で子どもを育む活動に積極的 に参加した人の割合 | 29 | 20% | 9.1% | |
| 1-9 | 地域の青少年声掛け運動参加者数 (運動開始年度〈H12〉からの累計) | 29 | 385,000人 | 333,966人 | |

2 環境づくり

県ではこれまで、「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針」「住宅の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針」に基づき物理的環境の整備や県有施設等の防犯点検等に取り組んできたほか、「地区安全会議」の設置促進など、地域における人と人の結びつきを基盤とした地域の自主的防犯活動の促進に努めてきました。

今後このような活動を持続していくために、事業者、学校、及び自治体やその土台となる地域住民との連携を更に強化していくとともに、高校生、大学生などの防犯活動への参加を促進することで、若い世代を取り込んだ防犯に関するネットワークを構築し、子ども・女性高齢者等を狙った犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。

具体的な推進事項

〈施策項目 23 事業数 46〉

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|----------------------|--|---------|
| 201 | (1) 自主的防犯活動の促進 | 自主防犯ボランティアに対する情報提供等の支援を行うとともに、高校・大学生等の若い世代による自主防犯活動への参加促進を図り、自主防犯ボランティアの普及拡大を図ります。 | 警察本部 |
| 202 | | 青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動団体数、台数の拡大を促進するとともに活動の活性化を図ります。 | 警察本部 |
| 203 | (2) 公用車による青パトの実施 | 公用車に青色回転灯を装着し、県職員が出張の帰路等にパトロールを実施することにより、地域における犯罪を抑止し、併せて職員の防犯意識の高揚を図ります。 | 全部局 |
| 204 | (3) 地区安全会議の設置促進 | 地区安全会議の立ち上げ・活性化のための出前講座を開催するとともに、活動事例発表会を開催することで、地域の防犯活動の核となる組織「地区安全会議」等の設置・活性化を促進します。 | くらし・環境部 |
| 205 | (4) 地域コミュニティの活動拠点の整備 | 地域の防犯活動を含むコミュニティ活動の拠点となる地区集会所等の整備を支援します。 | 経営管理部 |
| 206 | (5) 性犯罪等に対する予防的活動 | 子どもや女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する先制・予防的活動を強化します。 | 警察本部 |

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|-------------------------|--|---------|
| 207 | (6) 児童虐待防止対策の充実 | 被虐待児の安全確保を第一に、児童相談所が中心となって市町はじめ関係機関と連携し、一時保護や入所措置を行うとともに保護者への指導等により再発防止に努めるほか、市町の要保護児童対策地域協議会の活動（機能）の充実への支援や職員の専門研修、被虐待児の心理ケアの実施などにより相談・保護・支援体制の充実を図ります。 | 健康福祉部 |
| 208 | (7) 社会適応上支援を必要とする少年への支援 | 子どもの心身の健全な成長を図るため、子ども、保護者、教職員等に対する電話相談・面接相談を充実します。 | 教育委員会 |
| 209 | | 児童生徒の学習支援とともに、不登校児童生徒の学習機会を提供するため、インターネットを活用し、基礎的・基本的な内容の学習から発展的な学習を可能とする「あすなる学習室」の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| 210 | | カウンセリング機能とフリースペース機能を備えた交流スペースの開設により、社会的ひきこもり傾向にある青少年の円滑な社会復帰及びその家族を支援します。 | 教育委員会 |
| 211 | (8) 障害者虐待防止対策の充実 | 障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応などを行うため、県・警察本部・労働局などの関係機関による連絡会議を開催するほか、家族などからの虐待に対応する市町の窓口職員などを対象とした研修を行い、支援体制の強化を図ります。 | 健康福祉部 |
| 212 | (9) 障害のある方への支援 | 障害のある方の人権や財産を守るため、常設の相談窓口「障害者 110 番」を設置し、内容に応じて、弁護士等の専門相談員が相談に応じます。 | 健康福祉部 |
| 213 | | 民生委員・児童委員をはじめ、地域全体で障害のある方を見守り、支えていく取組みを進めます。 | 健康福祉部 |
| 214 | (10) ホームレスの自立支援 | ホームレスの自立支援等推進方針に基づき、市町と連携を図りながらホームレスの自立を支援します。 | 健康福祉部 |
| 215 | (11) 防犯まちづくり県民会議の活動の促進 | 「しずおか防犯まちづくり県民会議」の構成団体との連携を強化し、子ども・女性・高齢者等の関係団体及び事業者・企業との協働による防犯まちづくりを促進します。 | くらし・環境部 |

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|-----------------------|--|---------|
| 216 | (12) 防犯責任者の設置促進 | 事業所における防犯責任者の設置を促進するとともに、啓発資料の作成・配布、研修会の開催などにより防犯責任者の活動を支援します。 | くらし・環境部 |
| 217 | (13) 事業者への防犯対策の指導 | 重要犯罪の被害対象となりやすい深夜物品販売等業者、金融機関、ATMの管理者（設置者）等に対して、とるべき防犯対策を指導します。 | 警察本部 |
| 218 | (14) 事業者の防犯まちづくりへの協力 | 業界団体、産地組合等が開催する会議、企業訪問等での協力依頼、情報提供を通じて、防犯まちづくりへの意識啓発をします。 | 全部局 |
| 219 | (15) 学校施設内の安全確保 | 生徒の自転車盗難を防止するため、交通安全指導と併せて駐輪場への収容や二重施錠等の適正管理の指導を徹底します。 | 教育委員会 |
| 220 | | 県立学校における防犯対策として、夜間管理を警備会社等に委託します。 | 教育委員会 |
| 221 | (16) 防犯に配慮した都市基盤の整備促進 | 静岡県防犯まちづくり条例に基づく「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の普及を図ります。 | くらし・環境部 |
| 222 | | 駐輪場内での二輪車盗難等を防止するため、静岡県防犯まちづくり条例に基づく防犯指針の普及を図り、施設の適正管理を促進します。 | 警察本部 |
| 223 | | 駐輪場等の防犯カメラの設置にあたり、設置者に対し、防犯情報の提供のほか、適切な指導、助言を行います。 | 警察本部 |
| 224 | | 土地区画整理事業区域内の街路灯の適正配置や歩車道分離等の整備により、副次的に防犯機能の向上が図れるよう、事業主体に対して啓発指導します。 | 交通基盤部 |
| 225 | | 市街地再開発事業により整備される共同住宅が、防犯に配慮して整備されるよう、事業主体に対して助言啓発します。 | 交通基盤部 |
| 226 | | 都市再生整備計画に「防犯まちづくり」を掲げてまちづくり交付金を活用する市町について、各種情報提供等の支援を行うとともに、都市基盤整備やソフト施策により市街地の防犯機能の向上が図れるよう助言啓発します。 | 交通基盤部 |

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|-------------------------|--|-------------------|
| 227 | (16) 防犯に配慮した都市基盤の整備促進 | 宅地造成等の大規模開発(土地利用)計画が防犯に配慮した計画となるよう助言します。 | 交通基盤部 |
| 228 | (17) 道路照明灯の整備 | 道路交通の安全を確保するため、道路照明灯設置基準に基づく道路照明灯等の適正配置と適正管理により、副次的に防犯機能の向上を図ります。 | 交通基盤部 |
| 229 | (18) 歩車道分離の推進 | 歩行者の安全を確保するため、防護柵の設置基準などの道路基準に基づく歩車道分離柵の設置や緑地帯の整備により、副次的にひたたくり等への防犯機能の向上を図ります。 | 交通基盤部 |
| 230 | (19) 市町管理施設等における防犯対策の促進 | 市町管理施設等について、静岡県防犯まちづくり条例、及び指針に基づく管理者による定期的な防犯点検の実施を促進します。 | くらし・環境部 |
| 231 | | 市町管理の公営住宅における防犯対策として、静岡県防犯まちづくり条例、及び指針に基づく防犯に配慮した共同住宅の新築・改築を促進します。 | くらし・環境部 |
| 232 | | 市町管理公園における防犯対策として、静岡県防犯まちづくり条例、及び指針に基づく公園整備を促進します。 | 交通基盤部 |
| 233 | (20) 県管理施設等における防犯対策の推進 | 本庁舎及び総合庁舎について、管理者による定期的な防犯点検を実施又は促進し、安全管理に努めます。 | 経営管理部 |
| 234 | | 県有施設等について、管理者による定期的な防犯点検を実施、又は促進し、安全管理を図ります。 | くらし・環境部 |
| 235 | | 浄水場等について、監視カメラによる監視や定期的な防犯点検を実施し、安全管理に努めます。 | 企業局 |
| 236 | | 県有施設等について、監視カメラによる監視や管理者による定期的な防犯点検を実施又は促進し、安全管理に努めます。 | がんセンター局 文化・観光部 |
| 237 | | 県立森林公園における防犯対策として、巡視や警備を行います。 | くらし・環境部 |
| 238 | | 県有防災林における防犯対策として、地域住民との協働による適正管理を進めます。 | 交通基盤部 |

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|------------------------|--|---------|
| 239 | (20) 県管理施設等における防犯対策の推進 | 不特定多数の者が利用する道路（JR 駅周辺等）において、道路構造物の点検等、適正な道路管理を目的とした道路パトロールにより副次的に防犯機能の向上を図ります。 | 交通基盤部 |
| 240 | | 河川管理施設の除草など適正な維持管理を行い、副次的に防犯機能の向上を図ります。 | 交通基盤部 |
| 241 | | 港湾緑地の利用者の安全確保のため照明灯の適正配置と管理を行い、副次的に防犯機能の向上を図ります。 | 交通基盤部 |
| 242 | | 県営住宅における防犯対策として、エレベーター内への防犯カメラの設置など防犯に配慮した共同住宅の新築・改築を推進するとともに、死角解消のための植栽の剪定などを推進します。 | くらし・環境部 |
| 243 | | 県職員住宅における防犯対策として、入居者同士の声掛けの促進、夜間照明灯の設置、各戸のピッキング対策、廃止となった住宅の早期解体、空き家の適正管理を行います。 | 経営管理部 |
| 244 | (21) 防犯に配慮した商店街の整備促進 | 商店街等が行う防犯施設の施設整備および改修に対して助成することにより、安全・安心な買い物環境づくりを支援します。 | 経済産業部 |
| 245 | (22) 街頭防犯カメラの設置促進 | 自治体、企業、商店街等における街頭防犯カメラの設置を促進し、地域の防犯機能の向上を図ります。 | 警察本部 |
| 246 | (23) 電子情報の保護 | 静岡県情報セキュリティポリシーに基づき、県の電子化されている情報資産を保護します。 | 企画広報部 |

数値目標

〈数値目標数 10〉

| 目標指標項目 | | 数値目標 | | 実績値 |
|--------|--|------|-----------|-----------|
| | | 年度 | 数値 | 24 年度 |
| 2-1 | 自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール車両台数 | 29 | 3,500 台 | 3,062 台 |
| 2-2 | 虐待による死亡児童数 | 29 | 0 人 | 0 人 |
| 2-3 | 地区安全会議に対する初期支援 | 29 | 12 団体 /年 | 12 団体 /年 |
| 2-4 | 公立高校の夜間、休日等管理者不在等における盗難発生件数 | 29 | 0 件 | 7 件 |
| 2-5 | しずおか防犯まちづくり県民会議の参加団体数 | 29 | 100 団体 | 91 団体 |
| 2-6 | 防犯責任者を設置する事業所数 | 29 | 7,300 事業所 | 7,152 事業所 |
| 2-7 | 防犯責任者研修会参加者数 | 29 | 600 人 /年 | 561 人 /年 |
| 2-8 | 「地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われている」と感じている人の割合 | 29 | 80% | 72.8% |
| 2-9 | 「青少年の健やかな育成のための環境が整備されている」と感じる人の割合 | 29 | 36% | 24.6% |
| 2-10 | 自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合 | 29 | 70% | 62.0% |

3 情報提供

県ではこれまで、犯罪の発生情報、防犯情報、県の取組に関する情報等を様々な媒体及び啓発資料等を活用して、県民に提供してきました。

これら情報が、より県民の隅々まで届くような情報伝達のネットワークづくりを更に推進するとともに、県民のニーズにあった情報発信を心がけることで、県民の感度がより高まるよう努めます。

また、子ども・女性・高齢者等に対する地域における見守り力を向上させるため、地域で活動する団体等との情報共有を推進します。

具体的な推進事項

〈施策項目 18 事業数 28〉

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|------------------|---|---------|
| 301 | (1) 防犯広報・啓発活動の推進 | 防犯まちづくりを推進する広報・啓発活動を「犯罪不安ゼロ運動」として引き続き実施し、犯罪の発生状況に対応した啓発資料を作成・配布するとともに、キャンペーン活動などに取り組みます。 | くらし・環境部 |
| 302 | | 県内大学を通じ新入大学生へ、また、県宅地建物取引業協会を通じひとり暮らしを始める人へ防犯リーフレットを配布する等、適切な防犯情報の提供を図ります。 | くらし・環境部 |
| 303 | | 県民だより、県のホームページ、ラジオ広報番組等の多様な媒体を通じて、犯罪情勢や効果的な防犯対策などの情報を提供し、「自らの安全は自らが守る」意識の定着を図るとともに、県民による自主的な防犯活動を促進します。 | 企画広報部 |
| 304 | (2) 防犯情報の提供 | 県ホームページや防犯ポータルサイト「まちなこゼロネット」により、防犯関係情報を発信するとともに、防犯活動に取り組む人材、地域の防犯活動団体、活動事例等を紹介します。 | くらし・環境部 |
| 305 | | 重層的な防犯ネットワークの整備により、県民が必要とする身近な犯罪発生状況や防犯に関する情報をタイムリーに発信します。 | 警察本部 |
| 306 | | 県自治会連合会を通じて、地域の防犯情報や先進的な活動事例等を自治会組織に提供し、地域の防犯意識を高めます。 | 経営管理部 |

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|------------------------|--|-----------------|
| 307 | (3) 防犯活動情報の提供 | 静岡県コミュニティづくり推進協議会の機関紙を通じて、地域で防犯活動に取り組むコミュニティ組織の活動情報を提供します。また、先進的な活動団体等を表彰し、その活動事例を地域に情報提供します。 | 経営管理部 |
| 308 | (4) 緊急時における防犯情報の発信 | 広域重大犯罪事案が発生した際に、県民に注意喚起を求める情報、安心・安全に関する情報、広く県民に周知する必要のある情報を発信します。 | 危機管理部 |
| 309 | | 児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするため、警察等の関係機関から犯罪の動向などの情報を収集・提供するとともに地域の協力を要請します。 | 教育委員会 文化・観光部 |
| 310 | (5) 学校、警察、地域の連携強化 | 学校・自主防犯ボランティア団体、地域住民・事業所及び自治体と連携した防犯活動を積極的に推進します。 | 警察本部 |
| 311 | | 不審者による声掛け事案等の県内情報を集約して県警ホームページ上及び電子メールを活用したネットワークにより提供します。 | 警察本部 |
| 312 | (6) 学校安全体制の強化 | 県内各地区において、生徒指導主事による研修会等を開催し、他の機関等の持つ不審者対応のノウハウなどを活用し、学校安全体制を充実します。 | 教育委員会 |
| 313 | (7) 女性のための防犯講座の実施 | 性被害に特化した防犯リーフレット等の啓発資料を提供し、地域における防犯講座での活用を図ります。 | くらし・環境部 |
| 314 | (8) DV防止対策の充実、DV被害者の支援 | 配偶者や恋人などからの暴力(DV)の防止を啓発するため、県男女共同参画センターや学校、関係機関におけるセミナーや講演会を開催するとともに、街頭キャンペーンやラジオ放送等を実施します。また、電話相談や弁護士、精神科医等による面談相談により、DV被害者への支援を図るとともに、DV被害者グループ相談会を開催し、被害者の自立を支援します。 | くらし・環境部 |
| 315 | (9) 高齢者世帯等への情報提供等の支援 | 民生委員の本旨である「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」ことを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供、要介護高齢者等への友愛訪問や安否確認などの活動を促進します。 | 健康福祉部 |

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---------------------|--|-------------------------------------|
| 316 | (10) 高齢者世帯等への支援 | 高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくため、老人クラブ会員が行う安否確認、話し相手、家事援助、介護の手伝い等の友愛訪問活動を促進します。さらに、地域全体で高齢者を見守り、支えていけるよう、行政、福祉関連団体、事業者団体等の関係機関との連携を進めます。 | 健康福祉部 |
| 317 | (11) 在住外国人への情報提供 | 県内在住外国人が円滑な日常生活を送るために、多言語によるラジオ、インターネットラジオ放送、フェイスブックによる各種情報提供を図ります。 | 企画広報部 |
| 318 | (12) 外国人県民を対象とした啓発 | 外国人県民が日本の法律や社会のルールを理解し、安全・安心を実感できるよう、防災・防犯研修等を実施します。 | 企画広報部 くらし・環境部 危機管理部 文化・観光部 |
| 319 | (13) 消費者への情報提供 | 確かな目で本物を見極め、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費者教育の充実を図ります。 | くらし・環境部 |
| 320 | (14) 消費者被害の防止と救済 | 消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、消費者被害の発生防止と、被害者の救済を図ります | くらし・環境部 |
| 321 | (15) 県民の人権尊重意識の高揚 | 県民の人権尊重意識の高揚を図るため、フェスティバルや講演会、マスメディアを活用した啓発活動や情報提供を行うとともに、犯罪被害者等をはじめとする人権問題で困っている県民に対して、適切な対応が図られるよう、関係機関と連携して人権相談や無料法律相談を実施します。 | 健康福祉部 |
| 322 | (16) 防犯に配慮した住宅の普及啓発 | 共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して必要な情報の提供及び助言を行います。 | くらし・環境部 |
| 323 | | くらしの防犯伝導士による講習会を開催し、県民に防犯に配慮した住宅の普及啓発を行います。 | 警察本部 |
| 324 | | 静岡県防犯まちづくり条例に基づく「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の普及を図ります。 | くらし・環境部 |
| 325 | (17) 事業者への防犯意識の啓発 | 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの商工団体を介して事業者に防犯情報を提供し、防犯意識を啓発します。 | 経済産業部 |

| 番号 | 施策項目 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|-------------------|--|-------|
| 326 | (17) 事業者への防犯意識の啓発 | 関係する金融各機関または金融を扱う団体に対し、防犯情報を提供し、防犯意識を啓発します。 | 経済産業部 |
| 327 | (18) 調査研究の推進 | 犯罪の発生状況を分析し、犯罪被害の未然防止方策等に関する調査研究を推進します。 | 警察本部 |
| 328 | | ソーシャルメディアや携帯情報端末の活用など、身近で即時性を持つ情報発信ツール等の活用に関する調査研究を進めます。 | 企画広報部 |

数値目標

〈数値目標数 8〉

| 目標指標項目 | | 数値目標 | | 実績値 |
|--------|---|------|----------------|----------------|
| | | 年度 | 数値 | 24 年度 |
| 3-1 | 友愛訪問活動促進事業実施市町老人クラブ連合会数（政令市を除く） | 29 | 33（全） 連合会 | 33 連合会 |
| 3-2 | 生活保護受給世帯への家庭訪問計画の実施率 100%超の福祉事務所数（政令市所管を除く） | 29 | 24 箇所 /24 | 10 箇所 /24 |
| 3-3 | しずおか防犯まちづくりホームページへのアクセス件数 | 29 | 2,000 件 /月 | 957 件 /月 |
| 3-4 | 県警ホームページ（暮らしの安全）へのアクセス件数 | 29 | 50,000 件 /月 | 47,001 件 /月 |
| 3-5 | エスピーくん安心メールの登録者数 | 29 | 35,000 人 | 20,918 人 |
| 3-6 | 県が実施する消費者教育講座の受講者数 | 29 | 11,600 人 /年 | 10,078 人 /年 |
| 3-7 | 外国人県民対象の防災・防犯研修への参加人数 | 29 | 600 人 /年 | 444 人 /年 |
| 3-8 | くらしの防犯伝導士による防犯講習会実施回数 | 29 | 25 回 /年 | 17 回 /年 |

静岡県防犯まちづくり有識者懇談会

提 言

～次世代静岡の安全・安心を見据えた防犯まちづくりの推進～

静岡県は、これまで、犯罪の起きにくい、安全で安心な地域環境づくりを進めることを目的に、「防犯まちづくり条例」及び「防犯まちづくり行動計画」を両輪として、官民が一体となった防犯まちづくりを推進されてきました。

このような活動の成果もあり、平成 14 年に 63,008 件と過去最悪を記録した刑法犯認知件数は、10 年連続で減少し、平成 24 年には、32,396 件と約半数にまで減少しています。

また、これまで3回にわたり実施してきた「静岡県防犯まちづくりに関するアンケート調査」の結果によると、静岡県民の犯罪被害遭遇体験や不安感は徐々に減少し、安定化の傾向にあることや、防犯まちづくり活動に積極的に取り組む地区が幾つも生まれてきている状況から、これまで静岡県が取り組んできた、防犯まちづくり施策の方向性は基本的に正しかったものと確信します。

しかし、これらの状況には、まだ改善の余地が残されているとともに、近年の核家族化や独り暮らしの増加などに加え、今後、少子高齢化がさらに進行し、地域の防犯活動を担う人材の不足や近隣関係の疎遠化が一層進むことが予想されます。

そして、それにより生じる日常生活の隙を狙った犯罪、例えば振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加したり、スマートフォンの普及などネット社会の急激な広がりの中で新たな犯罪が拡大することが懸念されます。

特に後者は犯罪化する前のいじめの日常化やストーカー行為の助長、被害者、加害者の低年齢化など、様々な問題を含んでいます。

他方、世界文化遺産に登録された富士山をはじめとして多くの観光資源に恵まれた静岡県は、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の供用開始等によるアクセスの向上もあり、今後、さらなる交流人口の拡大が予想されることから、より一層安全・安心で魅力ある静岡県を目指し、国内外にアピールしていく必要があります。

このような状況のなかで、犯罪の起きにくい社会を実現するためには、犯罪のターゲットになりやすい、子ども・女性・高齢者等の安全確保を重点目標に据え、特に子どもについては、従来の見守り活動に頼るだけでなく、自分の身は自分で守ることができるよう自衛心を育成していくことが大切であり、このような活動こそ、後の防犯を担う人材の育成に繋がっていくものと考えます。

そこで、県には現行動計画の基本的視点である「ひとづくり」、「まちづくり」、「ネットワークづくり」を持続しつつも、静岡県将来を見据えて施策等を見直し、以下の点を踏まえた「次世代静岡の安全・安心を見据えた防犯まちづくり」を推進していただきたく、ここに提言します。

提 言

犯罪の起きにくい社会を実現するため、県民、行政、警察、学校、事業所等が一体となった、隙のない地域づくりを目指すとともに、今後の社会情勢から増加することが危惧される犯罪を考慮しながら、次の3つを柱とする施策を推進すること。

1 人材育成

防犯に関する専門的知識を持ち、地域における自主防犯活動のリーダーとなる防犯まちづくりアドバイザーの裾野を広げるとともに、スキルアップを図ること。

また、防犯活動の多くを高齢者に依存している現在の体制から脱却し、10年先の子ども・女性・高齢者等の安全確保を見据え、小・中学生、及び高校生を対象に防犯に関する体験教室やネットに関するモラル教育などを行うことにより、防犯に対する意識の高揚を図り、自分の身は自分で守る、共に助け合う、また、交流サイト等において自らが加害者とならないためにはどうするべきか等の判断力を身に付けた子どもたちを育てることで、次世代静岡の安全・安心を担う人材を育成すること。

2 環境づくり

犯罪の防止に配慮した環境づくりを推進するため、都市基盤の整備に取り組むほか、事業者、学校、及び自治体やその土台となる地域住民との連携を強化し、地域での自主的防犯活動を促進すること。

また、高校生・大学生などの防犯活動への参加を促進することで、若い世代を取り込んだ防犯に関するネットワークを構築し、子ども・女性・高齢者等を狙った犯罪が起きにくい環境づくりを推進すること。

3 情報提供

犯罪の受け手である県民が必要とする犯罪発生情報や防犯情報、及び県の取組に関する情報が、県民の隅々にまで届くような情報伝達のネットワークづくりを推進するとともに、県民の感度がより一層高まるような情報発信に努めること。

また、子ども・女性・高齢者等に対する見守り力を向上させるため、地域で活動する団体などとの情報共有を推進すること。

平成 25 年 12 月 13 日

静岡県防犯まちづくり有識者懇談会
座 長 清 永 賢 二

委員名簿

静岡県防犯まちづくり有識者懇談会委員名簿

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|--------------------|---------------------------------------|----|
| あんま くにこ 安間 邦子 | 静岡県民生委員児童委員協議会副会長 袋井市民生委員児童委員協議会会長 | |
| いそやちよみ 磯谷千代美 | NPO法人NPOサポート・しみず理事長 静岡市清水市民活動センター長 | |
| おやいづもすけ 小柳津茂助 | 静岡県自治会連合会相談役 静岡県防犯協会副理事長 | |
| きよなが けんじ 清永 賢二 | (株)ステップ総合研究所特別顧問 元日本女子大学教授 | 座長 |
| すぎ まさとし 杉 雅俊 | (一社)静岡県商工会議所連合会専務理事・事務局長 | |
| つちや きみひさ 土屋 主久 | 三島市環境市民部長 | |
| ながの ちようこ 長野 蝶子 | (一社)静岡県地域女性団体連絡協議会顧問 | |
| ほんま りか 本間 理嘉 | 静岡県PTA連絡協議会理事 東部母親代表委員長 | |
| ますだ いくお 増田 育男 | NPO法人静岡県防犯アドバイザー協会理事長 | |
| まつもと しょうじ 松本 庄次 | (一財)静岡県老人クラブ連合会副会長 藤枝市老人クラブ連合会会長 | |
| みやむらくみこ 宮村久美子 | 島田市立島田第三小学校長 | |
| もりやま ただし 守山 正 | 拓殖大学政経学部教授 | |

委員：12人（敬称略、50音順）

開催状況

静岡県防犯まちづくり有識者懇談会開催状況

| 開催日 | 内容 | 会場 |
|------------------|--|----------------------------------|
| 第1回 H25.6.24 | <ul style="list-style-type: none">・座長の選出・現行動計画の検証について・今後取り組むべき施策について | 静岡県庁別館9階 第2特別会議室 |
| 第2回 H25.8.22 | <ul style="list-style-type: none">・第1回懇談会で出た課題について・次期行動計画について | 静岡県庁本館4階 403会議室 |
| 第3回 H25.10.15 | <ul style="list-style-type: none">・静岡県防犯まちづくり有識者懇談会提言について | 静岡県男女共同参画 センター あざれあ 502会議室 |

ふじのくに防犯まちづくり行動計画

平成 26 年 4 月

静岡県暮らし・環境部県民生活局暮らし交通安全課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

TEL 054-221-3714 FAX 054-221-5516

E-mail kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp

富国有徳の理想郷—しずおか



ふじのくに

Shizuoka Prefecture